

環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百四十九号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の十七を第一条の二十とし、第一条の十六の次に次の三条を加える。

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者

二 第二条各号に掲げる者

三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第十条の二十第一項に掲げる者(同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。)

四 法第九条の八第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

五 法第九条の九第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者

二 第二条の三各号に掲げる者

三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第十条の二十第一項に掲げる者（同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。）

四 法第九条の八第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

五 法第九条の九第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項）

第一条の十九 令第四条の四第二号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 - 二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 第二条第三号を次のように改める。

三 削除

第二条第四号中「前号の規定による指定に係る一般廃棄物を除く。」を削る。

第二条第七号中「一般廃棄物処理基準」を「法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）」に改め、同号ト中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イからヌ」に改め、同号チを次のように改める。

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の五に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに

準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該不利益処分があつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。
)に該当しないこと。

第二条第八号口中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同条第九号中「特定家庭用機器をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号イ中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同条第十号及び第十一号を削り、同条第十二号口中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同号を同条第十号とする。

第二条の二中「第七条第三項第三号」を「第七条第五項第三号」に改める。

第二条の三中「第七条第四項ただし書」を「第七条第六項ただし書」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 削除

第二条の三第四号中「前号の規定による指定に係る一般廃棄物を除く。」を削り、同条第六号イ中「第

十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同号口中「及び」を「又は」に改め、同号八中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同条第七号及び第八号を削る。

第二条の四中「第七条第六項第三号」を「第七条第十項第三号」に改める。

第二条の五第一項中「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第三項中「第七条第十二項」を「第七条第十六項」に改める。

第二条の六第一項第二号イ中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同号口中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同号八中「第七条第三項第四号チ」を「第七条第五項第四号又」に改める。

第三条第四項第六号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第七号中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同項第九号中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同条第五項第十一号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同項第十二号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第十三号中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同項第十五号中「第四条の六」を「第四

条の七」に改める。

第五条の四第六号イ中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同号口中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同号二中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第五条の十一第一項第六号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第七号中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同項第九号中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同条第二項第七号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同項第八号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第九号中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同項第十一号中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第五条の十二第一項第五号中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同項第七号中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同項第八号口中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同号二中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同条第二項第二号八中「第七条

第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同号二中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同号へ中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同項第三号八中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改め、同号二中「第七条第三項第四号ト」を「第七条第五項第四号リ」に改め、同号へ中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第六条第一項第七号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第八号中「第四条の六」を「第四条の七」に改め、同条第二項第五号中「第七条第三項第四号へ」を「第七条第五項第四号チ」に改め、同項第六号中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第六条の三第一項第四号中「第七条第四項又は第十四条第四項」を「第七条第六項又は第十四条第六項」に改め、同条第二項第八号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改める。

第六条の五第八号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イから又」に改める。

第六条の十第三項第三号中「第七条第三項第四号へからチ」を「第七条第五項第四号チから又」に改める。

第六条の十五を第六条の二十七とし、第六条の十四を第六条の二十六とし、第六条の十三を第六条の二十五とし、第六条の十二の次に次の十二条を加える。

（広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）

第六条の十三 法第九条の九第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当する一般廃棄物として環境大臣が定めるものとする。

一 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの

二 製品が一般廃棄物となつたものであつて、当該一般廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）加工又は販売の事業を行う者（これらの者が設立した社団、組合その他これらに類する団体（法人であるものに限る。）及び当該処理を他人に委託して行う者を含む。）以下「製造事業者等」という。）が行うことにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

（一般廃棄物の広域的処理の認定の申請）

第六条の十四 法第九条の九第一項の認定の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行うものとする。

（広域的処理の内容の基準）

第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

二 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。

三 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

四 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五 当該申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準等」という。）に適合しない処理が行われた場合

において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。

六 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。

七 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る一般廃棄物を広域的に収集することにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）を行つた後に埋立処分を行うものであること。

九 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 三 法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。
- 四 不利益処分を受け、その不利益処分があつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 五 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
 - イ 当該一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ 積替施設を有する場合には、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭

が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

二 当該申請に係る一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次によること。

イ 当該一般廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第一項の許可（法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。

ホ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

三 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八 法第九条の九第二項の規定による環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物の種類

ロ 当該申請に係る処理を行う区域

ハ 当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、当該処理の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ニ 当該申請に係る一般廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

ホ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法

ヘ 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲

ト 当該申請に係る処分（再生を含む。）の用に供する施設の種類、場所及び処理能力

チ 次に掲げる一般廃棄物等の一年間の数量等

(1) 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物の種類ごとの数量

- (2) 当該申請に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - (3) 再生を行う場合にあつては再生品の種類ごとの数量
 - (4) 熱回収を行う場合にあつては当該熱回収により得ようとする熱量
- リ 再生品又は熱回収によつて得ようとする熱の利用方法並びにこれらを他人に売却する場合にあつては、その主な取引先及び価格の見込み
- 又 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制
- ル 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置
- ヲ 申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- ワ その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項
- 二 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 三 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- 四 申請者が第六条の十六各号に適合することを示す書類

五 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該処理の受託者が第六条の十六第一号及び第二号に適合することを示す書類

ロ 当該処理の受託者が第六条の十六第三号から第五号までに適合すること及び当該受託者がこれらの規定に適合しないこととなつた場合にはその者に当該処理を委託しないこととすることを示す書類

類

六 受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、一般廃棄物処理施設に

あつては、法第八条第一項の許可（法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであることを示す書類

七 受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、産業廃棄物処理施設に

あつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類

八 前二号のほか、当該申請に係る処理の用に供する施設が前条各号に規定する基準に適合したもので

あることを示す書類

九 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類

(表示)

第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。

一 当該認定に係る一般廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨

二 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 認定の年月日及び認定番号

四 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該認定に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)を行う場所の所在地

(一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請)

第六条の二十 令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更後の処理の開始予定年月日

2 前項の申請書には、令第五条の九の規定により交付を受けた認定証及び当該申請に係る変更に係る第六条の十八に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の二十一 令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一項第一号イに掲げる事項に係る変更

二 第六条の十八第一項第一号ロに掲げる事項に係る変更

三 第六条の十八第一項第一号二に掲げる事項に係る変更（認定に係る処理の行程を変更する場合に限る。）

四 第六条の十八第一項第一号ホに掲げる事項に係る変更

五 第六条の十八第一項第一号へに掲げる事項に係る変更

六 第六条の十八第一項第一号又に掲げる事項に係る変更（申請者が統括して管理する体制の内容を変更する場合に限る。）

七 第六条の十八第一項第一号ヲに掲げる事項に係る変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更（当該者を追加する場合に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設の種類の変更

（一般廃棄物の広域的処理の認定証）

第六条の二十二 令第五条の九の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一 認定を受けた者（当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第五号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 認定の年月日及び認定番号
 - 三 一般廃棄物の種類
 - 四 処理を行う区域
 - 五 認定を受けた者の事業の内容
- (廃止等の届出)

第六条の二十三 令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出は、当該変更又は廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容又は廃止した事業の範囲
- 四 変更又は廃止の理由
- 五 変更又は廃止の年月日

2 当該認定に係る処分の用に供する施設の変更を行つた場合には、前項の届出書に、当該変更に係る第

六条の二十第二項に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、第一項の届出書に、当該認定に係る認定証を添付しなければならない。

(報告)

第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 次に掲げる数量又は熱量

イ 当該申請に係る処理を行った一般廃棄物の種類ごとの数量

ロ 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

ハ 再生を行った場合にあつては再生品の種類ごとの数量

二 熱回収を行つた場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

第七条の七を第七条の八とし、第七条の六の次に次の一条を加える。

(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物)

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類(特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。)

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設 木くず(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物(他の

一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

第八条の二に次の一号を加える。

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

第八条の三に次の一号を加える。

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

第八条の四第一号及び第二号中「認定証の写し」の下に「、令第七条の五において準用する令第五条の

九に規定する認定証の写し」を加える。

第八条の五第一項中「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第三項中「第七条第十二項」を「第七条第十六項」に改める。

第八条の十四に次の一号を加える。

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

第八条の十五に次の一号を加える。

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

第八条の十八第一項中「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第三項中「第七条第十二項」を「第七条第十六項」に改める。

第八条の十九中「第十五条の四の五第二項」を「第十五条の四の六第二項」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合

第八条の三十一中「第十五条の四の五第二項」を「第十五条の四の六第二項」に改める。

第九条第三号を次のように改める。

三 削除

第九条の二第一項第七号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同項第八号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条第二項第十号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同項第十一号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に、「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第十条中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第五項第一号」に改める。

第十条の三中「第十四条第四項ただし書」を「第十四条第六項ただし書」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 削除

第十条の四第一項中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同項第五号中「第十二条の十二第三項第七号」を「第十二条の十二の十九第一項第七号」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に、「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第十条の五中「第十四条第六項第一号」を「第十四条第十項第一号」に改める。

第十条の六中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改める。

第十条の六の二中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

第十条の七中「第十四条第十項ただし書」を「第十四条第十四項ただし書」に改める。

第十条の八第一項中「第十四条第十一項」を「第十四条第十五項」に、「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第三項中「第十四条第十一項」を「第十四条第十五項」に、「第七条第十二項」

を「第七条第十六項」に改める。

第十条の十第一項第二号中「第四項」を「第六項」に改め、同号イ中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同号口中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改める。

第十条の十三中「第十四条の四第三項第一号」を「第十四条の四第五項第一号」に改める。

第十条の十五中「第十四条の四第四項ただし書」を「第十四条の四第六項ただし書」に改める。

第十条の十六第一項中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改める。

第十条の十七中「第十四条の四第六項第一号」を「第十四条の四第十項第一号」に改める。

第十条の十八中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改める。

第十条の十八の二中「第十四条の四第九項」を「第十四条の四第十三項」に改める。

第十条の十九中「第十四条の四第十項ただし書」を「第十四条の四第十四項ただし書」に、「第十四条第十項ただし書」を「第十四条第十四項ただし書」に改める。

第十条の二十第一項を次のように改める。

法第十四条の四第十五項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十条の十一に掲げる者

二 第十条の十五に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

第十条の二十一第一項中「第十四条の四第十二項」を「第十四条の四第十六項」に、「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第三項中「第十四条の四第十二項」を「第十四条の四第十六項」に、「第七条第十二項」を「第七条第十六項」に改める。

第十条の二十三第一項第二号中「第四項」を「第六項」に改め、同号イ中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同号ロ中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改める。

第十一条第六項第十一号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同項第

十二号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第十二条及び第十二条の二の二から第十二条の四第一項までの規定中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改める。

第十二条の五中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第十二条の七の五中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその

他金属及びガラスがプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

六 令第七条第十四号八に掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死

体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

六 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄

物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余

の埋立容量）

七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された

条件

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み

2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第七条第六項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号又は第六号に該当する者であることを示す書類

ニ 令第五条の九に規定する認定証の写し

4 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載し

た受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

六 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された

条件

5 法第十五条の二の四の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定により交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)

第十二条の七の八 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の三までの規定を適用する。

第十二条の八中「第十五条の二の四第一項ただし書」を「第十五条の二の五第一項ただし書」に改め、同条第一号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第十二条の九第一項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改める。

第十二条の十中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同条第六号イ中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同号ロ中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改める。

第十二条の十の二第一項、第十二条の十一第一項及び第十二条の十一の二第一項中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改める。

第十二条の十一の三第一項第六号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め

、同項第七号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条第二項第七号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改め、同項第八号中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改める。

第十二条の十一の四第一項第五号及び第八号口並びに第二項第二号八及び第三号八中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改める。

第十二条の十二第一項第七号及び第二項第五号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改める。

第十二条の十二の五第八号中「第十四条第三項第二号イ」を「第十四条第五項第二号イ」に改める。

第十二条の十二の十四中「第十五条の四の五」を「第十五条の四の六」に改め、同条を第十二条の二十とする。

第十二条の十二の十三第一項中「第十五条の四の五」を「第十五条の四の六」に改め、同条を第十二条の十九とする。

第十二条の十二の十二中「第十五条の四の五」を「第十五条の四の六」に改め、同条を第十二条の十二

の十八とする。

第十二条の十二の十一中「第十五条の四の五」を「第十五条の四の六」に改め、同条を第十二条の十二の十七とする。

第十二条の十二の中「第十五条の四の三第三項第二号八」を「第十五条の四の四第三項第二号八」に改め、同条を第十二条の十二の十六とする。

第十二条の十二の九中「第十五条の四の三第二項」を「第十五条の四の四第二項」に改め、同条を第十二条の十二の十五とする。

第十二条の十二の八第一項中「第十五条の四の三第一項」を「第十五条の四の四第一項」に改め、同条を第十二条の十二の十四とし、第十二条の十二の七の次に次の六条を加える。

（広域的処理に係る特例の対象となる産業廃棄物）

第十二条の十二の八 法第十五条の四の三第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

一 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の

保全上支障が生ずるおそれがないもの

- 二 製品が産業廃棄物となつたものであつて、当該産業廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

(産業廃棄物の広域的処理の認定の申請)

第十二条の十二の九 法第十五条の四の三第一項の認定の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行ふものとする。

(広域的処理の内容の基準)

第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 二 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。)の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。

- 三 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
- 四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。
- 五 当該申請に係る処理の行程において法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準等」という。）に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。
- 六 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。
- 七 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る産業廃棄物を広域的に収集することにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- 八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収を行った後に埋立処分を行うものであること。
- 九 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の十一 法第十五条の四の三第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 三 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 四 不利益処分を受け、その不利益処分のおつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 五 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
- イ 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬

容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、当該産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

二 当該申請に係る産業廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次によること。

イ 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の五第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

ニ 保管施設を有する場合には、搬入された産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

三 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

（準用）

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定（第七号に係る部分を除く。）は法第十五条の四の三第二項

の規定による環境省令で定める書類について、第六条の十九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）について、第六条の二十の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の二十一の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十二の規定は令第七条の五において準用する令第五条の九の規定による認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の五において読み替えて準用する令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の規定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の十八第一号ル	法第九条の九第六項	法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項
------------	-----------	-------------------------------

第六條の十八第八号		第六條の十八第六号			第六條の十八第五号イ		第六條の十八第四号		第六條の十八第一号ウ		第六條の十八第一号ヲ	
前条各号	前二号	法第九条第一項	法第八条第一項	一般廃棄物処理施設	まで	第六條の十六第三号から第五号	第六條の十六第一号及び第二号	第六條の十六各号	環境大臣が定める事項 大臣が定める一般廃棄物ごとに		一般廃棄物処理基準等	
	前号	法第十五条の二の五第一項	法第十五条第一項	産業廃棄物処理施設	で	第十二條の十二の十一第三号から第五号ま	第十二條の十二の十一第一号及び第二号	第十二條の十二の十一各号	環境大臣が定める事項		産業廃棄物処理基準等	
第十二條の十二の十二各号												

第六条の十八第九号	第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類	環境大臣が定める書類
第六条の二十第二項	令第五条の九 第六条の十八	令七条の五において準用する令第五条の九 第十二条の十二の十三において読み替えて 準用する第六条の十八
第六条の二十一第一号	第六条の十八第一項第一号イ	第十二条の十二の十三において読み替えて 準用する第六条の十八第一項第一号イ
第六条の二十一第二号	第六条の十八第一項第一号ロ	第十二条の十二の十三において読み替えて 準用する第六条の十八第一項第一号ロ
第六条の二十一第三号	第六条の十八第一項第一号ニ	第十二条の十二の十三において読み替えて 準用する第六条の十八第一項第一号ニ
第六条の二十一第四号	第六条の十八第一項第一号ホ	第十二条の十二の十三において読み替えて

			第六條の二十一第五号		第六條の十八第一項第一号へ		第十二條の十二の十三において読み替えて 準用する第六條の十八第一項第一号へ	準用する第六條の十八第一項第一号ホ
			第六條の二十一第六号		第六條の十八第一項第一号又		第十二條の十二の十三において読み替えて 準用する第六條の十八第一項第一号又	
			第六條の二十一第七号		第六條の十八第一項第一号ヲ		第十二條の十二の十三において読み替えて 準用する第六條の十八第一項第一号ヲ	
			第六條の二十一第八号 及び第九号		法第九條の九第二項第二号		法第十五條の四の三第二項第二号	
			第六條の二十三第二項		第六條の二十第二項		第十二條の十二の十三において読み替えて 準用する第六條の二十第二項	
			第六條の二十三第三項		第九條の九第一項		第十五條の四の三第一項	

第十五條の七を第十五條の八とし、第十五條の六を第十五條の七とし、第十五條の五を第十五條の六と

する。

第十五条の四中「第十九条の七第二項」の下に「から第四項まで」を、「処分者等」の下に「又は認定業者」を加え、同条を第十五条の五とする。

第十五条の三を第十五条の四とし、第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 法第十九条の四の二第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

四 法第十九条の七第一項第三号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

様式第二号中「第六条の十五」を「第六条の二十七」に改める。

様式第六号第2面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「第14条第3項第2号二」を

「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第八号第1面中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同様第2面中「第14条第3項第2号八

」を「第14条第5項第2号八」に、「第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第九号中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改める。

様式第十号第2面及び様式第十一号第2面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「

第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第十四号第1面中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同様第2面中「第14条第3項

第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第十五号中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改める。

様式第十六号第2面及び様式第十八号第3面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「

第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第十九号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改める。

様式第二十号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改める。

様式第二十一号第1面中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同様式第2面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第二十三号、様式第二十四号表面及び様式第二十五号表面中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改める。

様式第二十六号第2面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に、「第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第二十七号第2面及び第3面中「第14条第3項第2号二」を「第14条第5項第2号二」に改める。

様式第二十八号裏面中「第14条第3項第2号八」を「第14条第5項第2号八」に改める。

様式第二十九号中「第十二条の十二の八」を「第十二条の十二の十四」に、「第15条の4の3第1項」を「第15条の4の4第1項」に改める。

様式第二十号中「~~第十一條の十一の十三~~」を「~~第十一條の十一の十九~~」に、同様式表面中「~~第十五條の4の5~~」を「~~第十五條の4の6~~」に改める。

様式第三十二号裏面中「産業廃棄物の」を「産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の」に、「廃棄物の保管」を「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管」に改め、「において廃棄物」の下に「若しくは廃棄物であることの疑いのある物」を、「国外廃棄物」の下に「若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物」を加え、「廃棄物を輸出しようとする者」を「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者」に、「廃棄物の輸出」を「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出」に改め、「（一般廃棄物処理施設に係る部分に限る。」を削る。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十

二年
総理府
厚生省
令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十五條の二の四第三項」を「第十五條の二の五第三項」に改め、同項の次に次の一

項を加える。

4 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）

）については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令の一部改正）

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令（平成十三年環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項第六号中「第十四条第三項第二号八」を「第十四条第五項第二号八」に改める。

（排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則別表のふつ素及びその化合物の項中「第十四条第四項ただし書」を「第十四条第六項ただし書」に

、 「第十四条の四第四項ただし書」を「第十四条の四第六項ただし書」に改める。

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正)

第五条 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成十三年環境省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イからヌ」に改め、第二号中「第四条の五」を「第四条の六」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

(広域的処理に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第十号又は第二条の三第七号の規定により環境大臣の指定を受けて一般廃

棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、この省令の施行の日から一年間は、法第七条第一項又は第六項の許可を受けなくても、引き続き当該指定を受けている限り、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を引き続き業として行うことができる。その者がその期間内に法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定の申請をした場合において、その期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、その処分がされるまでの間は、当該指定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定により引き続き一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者は、同項前段に規定する期間内においても法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定を受けることができるものとし、その者がその期間内にこれらの許可又は認定を受けたときは、その者に係る旧規則第二条第十号又は第二条の三第七号の規定による指定は、その効力を失う。

3 第一項後段の申請をしようとする場合にあつては、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十八第一号イ、ロ、ハ、ヘ、ト及びヲ、第二号から第四号（第六条の十六第一号及び第二号に適合することを示す書類に限る。）まで、第五号イ、第六号並びに第八号の規定は適用しない。

4 前三項の規定は、この省令の施行の際現に旧規則第九条第三号又は第十条の三第三号の規定により環境大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者について準用する。

この場合において、第一項及び第二項の規定中「第二条第十号又は第二条の三第七号」とあるのは「第九条第三号又は第十条の三第三号」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定」とあるのは「法第十四条第一項若しくは第六項の許可又は第十五条の四の三第一項の認定」と、第一項中「この省令の施行の日から一年間」とあるのは「当分の間」と、「法第七条第一項又は第六項」とあるのは「法第十四条第一項又は第六項」と、第三項中「第六条の十八第一号イ、ロ、ハ、ヘ、ト及びヲ、第二号から第四号」とあるのは「第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号から第四号」と、「並びに第八号」とあるのは「、第八号並びに第九号」と読み替えるものとする。